

平成23年度

国の施策等に関する提案・要望

結果調べ

(平成22年12月7日実施分)

平成23年1月21日

鳥取県

平成23年度国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

[平成22年12月7日]

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	高病原性鳥インフルエンザ対策について【農林水産部】	農林水産省	<p>○島根県において発生した高病原性鳥インフルエンザについて、本県では緊急的、集中的に様々な対策を取り投資を行っていることから、それに対する財政的支援を実施すること。</p> <p>○現場においては、昼夜を問わず病気の封じ込めに邁進しているところであり、国は再発防止に全力を尽くすこと。</p>	<p>○財政支援 家畜伝染病予防法に基づく国の費用負担は実施される見込み。</p> <p>○再発防止への取組み 国の「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム」が感染ルート等を調査・検討中。</p>
2	県内高速道路ネットワークの早期整備について【国土整備部】	国土交通省	<p>○「山陰道」など第一次的高速道路ネットワークのミッシングリンクを早期に解消すること。</p> <p>【第一次的高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消】</p> <p>(1) 山陰道の平成20年代の県内全線供用を図ることはもとより、供用時期を早期に公表した上で、「鳥取西道路」、「北条道路」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路（延伸部）」について、予算を優先配分すること。</p> <p>(2) 鳥取豊岡宮津自動車道「駒馳山バイパス」、「岩美道路」の整備を促進すること。</p> <p>(3) 鳥取自動車道の「大原IC～西粟倉IC間」について、公表された供用予定時期である平成24年度までに完成させること。</p> <p>○特に用地取得がほぼ完了し、埋蔵文化財調査についても概ね完了の目途が立っている「駒馳山バイパス」、「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路（延伸部）」については平成25年度供用が可能な状況にある。早期供用に向けた地権者の熱意に応えるためにも、予算を重点配分し、平成25年度の供用を確実なものとする。</p> <p>○第一次的高速道路ネットワークの早期連結のため、県も用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査等において最大限の努力を行っている。特に鳥取西道路の埋蔵文化財調査については、計画的に調査を実施するため、県も調査員を大幅に増員して調査体制を構築済みであり、予定どおり調査を行うことができるよう所要の調査費及び用地</p>	<p>○道路整備（国費・全国）</p> <p>22当初：13,357億円 23要求額：13,834億円 （対前年比 1.04） 23予算案：13,415億円 （対前年比 1.00）</p> <p>・直轄事業</p> <p>22当初：11,394億円 23要求額：12,204億円 （対前年比 1.07） 23予算案：11,840億円 （対前年比 1.04）</p> <p>・補助事業</p> <p>22当初：937億円 23要求額：674億円 （対前年比 0.72） 23予算案：621億円 （対前年比 0.66）</p> <p>□国土ミッシングリンクの解消</p> <p>22当初：3,205億円 23要求額：3,475億円 （対前年比 1.08） 23予算案：3,376億円 （対前年比 1.05）</p> <p>※個別箇所への配分額は年度末までに決定</p> <p>□維持管理に係る直轄負担金の全廃</p> <p>□倉吉関金道路の新規事業採択</p> <p>○社会資本総合整備交付</p>

			<p>買収費を配分すること。</p> <p>○ 高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。 【高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備】</p> <p>(1) 北条湯原道路「倉吉道路」の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、特に、県内唯一の未着手区間である「倉吉関金道路」を、平成23年度に新規事業採択すること。</p> <p>(2) 江府三次道路「鍵掛峠道路」の整備を促進するとともに、「江府道路」の整備促進のために必要な予算を確保すること。</p> <p>○供用中の「米子自動車道」の無料化社会実験を行い、その経済効果を確認すること。 【米子自動車道の利便性の向上】</p> <p>(1) 高速道路無料化社会実験の対象区間とし、平成23年度から社会実験を行うこと。</p>	<p>金(地域自主戦略交付金移行額を含む)(国費:全国)</p> <p>22当初 : 22,000億円 23要求額 : 22,000億円 (対前年比 1.00)</p> <p>23予算案 : 21,299億円 (対前年比 0.97)</p> <p>○高速道路無料化社会実験(国費・全国)</p> <p>22当初 : 1,000億円 23要求額 : 1,500億円 (対前年比 1.50)</p> <p>23予算案 : 1,200億円 (対前年比 1.20)</p>
3	「境港」の整備促進等について【県土整備部】	国土交通省	<p>○「境港」の発展に必要な事業を新規採択し、必要な予算を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中野地区国際物流ターミナル整備事業 目的:大型船の増加に伴う岸壁等の不足への対応 ・竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業 目的:環日本海定期貨客船などの就航への対応 <p>○「境港」を日本海側拠点港に選定すること</p> <p>○「境港」をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定し、循環資源取扱支援施設を整備すること</p>	<p>○港湾整備事業(国費・全国)</p> <p>22当初 : 1,655億円 23要求額 : 1,834億円 (対前年比 1.11)</p> <p>23決定額 : 1,666億円 (対前年比 1.01)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[外港中野地区]国際物流ターミナル整備事業については、事業化検証調査が実施されることとなった。 ・[外港竹内南地区]国際フェリーターミナル整備事業(補助事業)については、不明。
4	農産物集出荷施設の整備促進について【農林水産部】	農林水産省	<p>○「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として今年度補正予算で措置された「食料自給率向上・産地再生緊急対策」については、「今年度末までに事業完了するものを対象とする」と聞いているが、大型施設の整備工事には相当の期間を必要とすることから、繰越前提の事業計画であっても採択可能となるよう柔軟な対応をお願いしたい。併せて、事業採択について、格別の御配慮をお願いしたい。</p> <p>○「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な次年度予算を確保すること。</p>	<p>○強い農業づくり交付金</p> <p>22当初 144億円 23予算案 31億円 引続き要望する。</p>

5	地域主権の確立に向けた体制の整備について【企画部】	内閣府 総務省	<p>「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて早急に次の体制整備を行うこと。</p> <p>○国と地方の二重行政の解消と地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うために、国の出先機関は原則廃止し、地方にできることはすべて地方に移管すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介は、地域の実情に応じて行うことが求められている。ハローワークは地方に移管すること。 ・地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきである。ポリテクセンターは、移管を希望する都道府県が受け入れやすい移管条件に見直した上で、地方に移管すること。 ・地方への移管は、「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで行うこと。 	
<p>○国の出先機関原則廃止については、平成22年12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。その内容は次のとおり。</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークは、国と希望自治体とで運営協議会を設置するなどして、国による無料職業紹介や地方による福祉の相談業務などを一体的に実施する。その際、国は地方自治体からの特区提案にも誠実に対応することを基本とし、国と地方で協議して具体的な制度設計を行う。なお、上記一体的な実施は3年程度行い一体的な実施の成果と課題を検証の上、自治体への移譲を検討する。 ・直轄道路と直轄河川については、一つの都道府県内で完結するものは原則移管する。なお、国と地方とが個別協議を行い、受け皿の法整備が整う前でも積極的に移管を進める。 ・出先機関改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。 <p>○このアクションプランに対し、全国知事会は、ハローワークについては、国と地方の一体的な実施は二重行政を助長することになるため、少なくとも「地方自治体の発意に基づいて選択的・試行的に事務・権限を移譲する方法」を明記することなどを求めている。</p> <p>○ハローワークの移管やポリテクセンター(独)雇用・能力開発機構の移管条件の見直しなどについては、近畿ブロック知事会で「労働行政の地方一元化について」の提言書をまとめ、12月22日に厚生労働省に対し提言活動を実施するとともに全国知事会議でも提案を行った。</p>			<p>○国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」(仮称)を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。 	<p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>

			<p>○補助金等の一括交付金化については、地方が地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、用途は国により特定されないという担保を取り、補助金等適正化法の適用除外とし、地方議会の関与に委ねるような制度設計を行うなど、国と地方の協議の場などにおいて、十分に協議を行っていくこと。</p> <p>○地方が、それぞれの地域の実情に応じた事務の執行ができるよう、地方の自主性・裁量性の拡大に向けた更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主権戦略大綱において、地方分権改革推進委員会の勧告どおりの実施が約6割に留まり、見直し数として不十分。 ・地域主権改革一括法案において、施設・公物設置管理基準が条例委任されたとしても、「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」により実質的に政省令で縛られるなど、内容としても不十分。 <p>○「国と地方の協議」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、政策の企画立案段階から実質的な協議が行われる、実効性のあるものとする。</p>	<p>○平成23年度から投資補助金を一括交付金化</p> <p>○地域主権戦略大綱に示された「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（63法律）」についての一括改正法が、次期通常国会に提出される予定。</p> <p>○国と地方の協議の場に関する法律案が衆議院で継続審議中。</p> <p>○出先機関改革のアクションプランに記載された「出先機関改革を円滑かつ速やかに実施する仕組み」等について、次回開催予定の第11回地域主権戦略会議で設置される見込み。</p>
6	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	総務省	<p>①地方税財源の充実強化と偏在の是正</p> <p>今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。</p>	<p>【税制改正】(税制改正大綱(12/16))</p> <p>○地方税財源のあり方</p> <p>昨年と同様、社会保障制度を支える地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築することが明記された。</p> <p>また、地方税制度における国の過剰な制約を取り除くなど、「自由な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で地方税制度の抜本的改革を検討することも示された。</p>

			<p>③地球温暖化対策税の導入に係る地方税財源の確保</p> <p>石油石炭税の引上げにより地球温暖化対策税（環境税）を導入する場合は、地方が地球温暖化をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ一定割合を地方に譲与すること。</p> <p>地球温暖化対策税（環境税）の導入に伴い、軽油やガソリンの旧暫定税率分を引下げられる場合には、地方固有の税財源である軽油引取税及び地方揮発油税の引下げとなる部分の補てんを行い、総額を確保すること。</p> <p>軽油引取税の旧暫定税率に相当する部分を地方環境税（仮称）として恒久税源とすることなどにより、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組みを実現すること。</p> <p>④法人税減税に伴う地方税収等の確保</p> <p>国の法人税減税を行う場合は、地方の法人関係税収に影響がないよう措置するとともに、地方交付税の総額が減少しないように法定率を引上げる等、地方に影響が生じることのないよう配慮すること。</p>	<p>引き続き、地方税制の抜本的な改革の早期実現について要望していく。</p> <p>○地方環境税</p> <p>揮発油税や軽油引取税等の「当分の間」税率は、平成23年度も引き続き維持することが示された。</p> <p>地方環境税については、化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に、炭酸ガス排出量に応じた税率を約5割上乘せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を段階的に導入することとされたが、地方への譲与の仕組みは次年度以降の検討課題とされた。</p> <p>地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、今後も地方環境税（仮称）の創設や、現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税（仮称）等の創設を国に要望していく。</p> <p>○法人税減税による地方への影響</p> <p>法人課税の実効税率の約5%〔国4.18%、地方0.87%〕引下げに合わせ、中小法人の軽減税率を拡充することとされた。それに伴い、都道府県については課税ベース拡大による増収効果が見込まれる一方、市町村は減収となることから、都道府県と市町村の増減収を調整するために、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することが示された。</p> <p>また、地方交付税につい</p>
--	--	--	---	--

	<p>②地方交付税総額の復元・増額 ～別枠加算の継続を～</p> <p>財政運営戦略（平成22年6月閣議決定）に定める中期財政フレームでは、「地方の一般財源の総額は、平成23～25年度の期間中、平成22年度と実質的に同水準を確保する」と規定している。</p> <p>また、近年の厳しい経済雇用情勢に対応するための各種施策の遂行に当たって、現在措置されている別枠加算は極めて重要な役割を担っている。</p> <p>このことから、平成23年度地方交付税の概算要求に盛り込まれたとおり、三位一体改革で削減された地方交付税の復元とともに、地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図る観点から、一般会計からの特別加算（1兆4,850億円）を平成22年度同様に実施すること。</p>	<p>ても、法人税減税影響分等も勘案した別枠加算（0.2兆円）を3年間同額で継続する措置が決定されたことで、地方の減収は回避された。</p>
--	--	--

【地方財政対応】（地方財政への対応への概要(12/24)）

○別枠加算1兆2,650億円の継続や繰越金1兆126億円の活用等により、地方交付税を0.5兆円増額。

※別枠加算1兆2,650億円は、前年度1兆4,850億円より▲2,200億円減。

○地域活性化・雇用等対策費(仮称)は1兆2,000億円。

〈以下、参考〉

○地方財政計画

- ・地方交付税 +0.5兆円
- ・地方税 +1.5兆円(地方譲与税含む)
- ・一般財源総額+887億円
- ・臨時財政対策債 ▲1.5兆円
- ・その他 ▲0.04兆円
- ・財源不足額 ▲4.0兆円

○中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額が前年度を下回らなかったこと、臨時財政対策債が1.5兆円縮減されたこと、地方交付税総額(特会出口ベース)では対前年4,798億円増とされたことは評価。

○一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、縮減されたとはいえ、毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。

○本県の交付税は、臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年減となるおそれ。厳しく見積もると▲58億円程度、▲3.4%。

○しかし、臨時財政対策債の配分方法が見直され、財政力の弱い地方に配慮した算定方法が導入されたこととあり、巻き返しに期待。いずれにしても、安心できない状況は継続。今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。

			<p>⑤ひも付き補助金の廃止と一括交付金化 一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。 ・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。 	
<p>【一括交付金(地域自主戦略交付金)】 補助金を一括交付金化。</p> <p>○規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度となる平成23年度は、都道府県分のみで5,120億円程度(沖縄振興を除くと4,799億円程度)。市町村分は平成24年度から実施(都道府県分、市町村分あわせて1兆円強)。 ・国土交通省の社会資本整備総合交付金(3,760億円)と農林水産省の農山漁村地域整備交付金(1,090億円)からの移譲が大きなシェアを占める。 <p>○制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の平成21年度第2次補正予算において創設された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金5,000億円(都道府県・市町村)」を参考。 <p>※当該交付金のうち都道府県分は1,945億円で鳥取県配分額は、48.6億円 ⇒沖縄振興分を除いて一括交付金の鳥取県配分額を単純推計すると110億円程度。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①府省の枠にとらわれず、一括交付金化の対象事業の範囲で自由に充当事業を選択できる(ただし、事業規模等の必要な条件を設ける)。 ②箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックとする。 ③客観的指標に基づく恣意性のない配分とする(ただし、条件不利地域等に配慮)。 ④内閣府に予算計上され、執行に当たっては各府省に移し替えて交付する仕組み(移し替えにより結局、従来の補助金手続きと変わらない可能性あり)。 <p>○片山総務相が「途中で問題点も出てくると思うから、自治体と共同作業で進化させたい」と言っているとおり、制度設計が確立されていないため、今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。</p>				
7	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】	厚生労働省	<p>○ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないよう必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。</p>	<p>○予算案に項目なく、具体的な動きなし。移管条件が規定される法律案が国会において継続審議中であり、引き続き法律案の見直しを国に要望する。</p>
8	私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】	文部科学省	<p>○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。</p>	<p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
9	戸別所得補償制度の本格実施に	農林水産省	<p>○実効性、公平性の高い制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入へのインセンティブが働く制度内容と 	<p>○米の戸別所得補償交付金</p>

<p>ついて【農林水産部】</p>	<p>するとともに、加入率の低い地域において加入を強力に推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の生産数量目標の県への配分については、生産数量目標に即して生産を行った県が不利とならない算定方式に見直すこと。 <p>○地域の実情に配慮した制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産規模が小さく生産コストの高い地域が不利とならないよう、地域性を考慮した単価設定を行うこと。 ・産地資金の都道府県配分においては、自給率向上を支える地域農業の発展につなげるため、十分な予算措置を行うこと。 ・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産を進めるため、担い手加算、団地化加算等を制度に位置づけて実施すること。 ・次年度の農家の営農計画に影響が出ないよう、制度内容を早期に明確化すること。 <p>○円滑な推進のための実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAの位置付けを明確化する等、各県の現状を踏まえた実効性のある体制が可能となるようにすること。 ・農業再生協議会については、統合を必須とせず、各県の実情に即した協議会の運営を可能とすること。 <p>○戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の変動部分の交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、農家への影響が出ないようにすること。 ・備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成22年度に前倒して実施すること。 	<p>22当初 3,371億円 23予算案 3,320億円</p> <p>○水田活用の所得補償交付金 22当初 2,167億円 23予算案 2,284億円</p> <p>○推進費 22当初 80億円 23予算案 116億円</p> <p>○(新) 畑作物の所得補償交付金 22当初 — 億円 23予算案 2,123億円</p> <p>○(新) 加算支払 22当初 — 億円 23予算案 150億円</p> <p>○過剰作付県に対する来年度の生産数量目標の配分は、過剰作付部分を除外して配分されているものの、過去の需要実績を基にして配分しているため、相変わらず過剰作付県に有利な算定方式であり、引き続き要望する。</p> <p>○各交付単価は、全国一律となっており、引き続き要望する。</p> <p>○激変緩和措置を発展的に解消し、地域特産物の振興等に活用可能な産地資金(481億円)を創設。これとは別に、農地の面的集積により、更なる生産性の向上を進める制度加入者の規模拡大大部分に交付する規模拡大加算等を別途創設(150億円)。</p> <p>○農業再生協議会については、既設置の水田協、担い手協及び耕作放棄地協の統合を来年度中</p>
-------------------	---	--

				に実施することを求められているが詳細不明。
10	環太平洋連携協定(TPP)に係る関係国協議について【農林水産部】	農林水産省	<p>○TPPは、これに参加することにより、貿易・投資の自由化が図られる反面、国内の農産物が大きな打撃を受け、我が国農業は多大な影響を被るおそれがあるため、交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。</p> <p>○国土・県土保全、生物多様性や食の安全の確保、地域文化の継承など、農業が果たしている多面的機能を維持し、将来に向けて農業の継続が可能となる政策を推進すること。</p>	<p>○持続可能な農業を育てるための対策を講じる「食と農林漁業の再生推進本部」を設置。平成23年6月を目安に基本方針を決定、10月を目処に行動計画を策定予定</p> <p>○検討の動向に応じて引き続き要望する。</p>
11	安心こども基金の要件見直し等子育て支援施策の充実について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○安心こども基金については、基金の延長、積み増しが確定したところであるが、この際、各種事業について補助率、補助基準額等の補助要件の見直しを行うこと。</p> <p>○その他、放課後児童クラブの補助要件及び補助基準額等の見直し及び地域子育て支援センターの補助対象要件の見直しを行うこと。</p>	<p>○認定こども園整備事業及び事業費補助について、一定の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象が拡大されるとともに、年齢要件が緩和(1歳児以上を受け入れれば可)された。それ以外については、具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
12	民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水準を上げること。</p>	<p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>